

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年十月六日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

団体別の措置状況

<p>監査対象団体 (所管部局)</p>	<p>監査結果の公表年月日 (県報の号数)</p>	<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>学校法人橘心学園 (幸手看護専門学校)  (総務部)</p>	<p>令和5年6月30日 (第426号)</p>	<p><b>【指摘事項】</b> 令和3年度私立専門学校授業料等減免費補助金の事務において、補助金の対象である授業料等の減免の費用の支弁が年度経過後、10か月以上遅延したことは不適切であった。</p>	<p>学校法人橘心学園に対し、再発防止のため適正な事務手続きを行うように指導した結果、次のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査で指摘を受けた事項の原因を究明したところ、事務担当者1人での事務作業となり、複数人による確認体制が構築されていないことから発生したミスであることが判明した。</li> <li>・そこで、対象学生の減免額及び進捗状況について、チェックリストを用いた複数名での確認体制を義務付けるなど、再発防止策を講じた。</li> <li>・さらに、校内で研修会を開き、監査での指摘事項や再発防止策について周知徹底を図った。</li> </ul>